

令和3年9月30日

生徒、保護者の皆さま

大阪府立みどり清朋高等学校

校長 寶田 康彦

## 10月1日以降の教育活動等について

日頃から本校の教育活動にご理解とご協力をいただき誠に有難うございます。

さて、令和3年9月30日をもって大阪府における新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置が終了となることを受けて開催された、第59回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議での決定を踏まえ、10月1日以降の教育活動等については、下記のとおりといたします。

大阪府における緊急事態措置は終了となったものの、新規感染者数は政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会が示すステージⅣ（緊急事態措置適用）の基準を上回っていること等を踏まえ、今後、新規感染者数をさらに減少させ、医療のひっ迫を最大限改善させるとともに、早期のリバウンドを回避するため、皆さまには健康管理にご留意いただき、引き続き感染拡大防止の徹底へのご協力をよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1. 感染症対策の徹底について

##### (1) 基本的な感染症対策の徹底

①マスク着用の徹底 ②手洗いの徹底 ③換気の徹底

④休憩時間等において、水分補給用のコップやボトル、タオルなどを共用しない

##### (2) 健康観察の徹底

① 登校前の検温・健康観察の徹底（生徒、教職員等）

② 「発熱がある」「咳などの風邪の症状がある」など、体調が悪く感染の可能性が考えられる場合は、登校せずに直ちに医療機関に受診してください。

③ 教職員も発熱など風邪症状があるときは休みを取り受診します。

##### (3) 昼食時について

① 食事の前後の手洗いの徹底。

② 向き合わず、会話を控え、食事後直ちにマスクを着用することの徹底。

※食堂は、安心して食事ができるよう机の間隔を十分に取り、テーブル上のパーテーションを設置し、換気の徹底やCO<sub>2</sub>モニターの設置、受渡し口での感染防止対策の徹底などに努めていただいています。

##### (4) 更衣室や部室など共用エリアの使用について

短時間の利用とし、一斉に利用することは避け、身体的距離の確保、会話の制限を行う。

##### (5) ご家庭での感染防止について

感染症対策の徹底に加え、ご家族でPCR検査を受けられる方がおられる場合は、特に健康観察にご注意され、登校について慎重にご判断ください（学校にご相談ください）。

生徒が濃厚接触者になった場合や、PCR検査等を受けることになった場合には、登校せず、すぐに学校にご連絡ください。

#### 2. 教育活動上の対応について

##### (1) 教科活動

教科活動は感染症対策を徹底したうえで実施する。

なお、マスク着用等の感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動を実施する場合は、生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向い合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保

ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどの対応をとること。また、できるだけ個人の教材教具を使用し、生徒どうしの貸し借りはしない。器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いをを行うこと。

#### (2) 体育の授業実施上の留意点

可能な限り屋外で実施する。屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避ける。

呼気が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な感染症対策を講じた上でマスクを外す。ただし、用具の準備や片付けなど運動を行っていない際は、感染症対策として可能な限りマスクを着用すること。

なお、マスクを外すことに不安を感じる場合は、十分な体調観察を行うなど個別に適切に対応する。

#### (3) 学校行事等

実施にあたっては、十分な感染症対策を講じるとともに、生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向い合っでの発声」等を可能な限り避けるよう指導する。

また、保護者等の来場者に対しても、マスクの着用など基本的な感染症対策を徹底するよう要請する。

**※文化発表会の詳細については、後日改めてお知らせします。**

#### (4) 府県間の移動を伴う教育活動

府県間の移動を伴う教育活動（修学旅行や校外学習など）については、十分な感染症対策を講じたうえで実施する。ただし、旅行（移動）先の都道府県が大阪からの受け入れを拒否している場合は中止または延期すること。

**※13期生の修学旅行については、後日当該学年に改めてお知らせします。**

#### (5) 部活動

部活動は、十分な感染症対策を講じたうえで実施してもよい。ただし、合宿や府県間の移動を伴う練習試合（合同練習を含む。）等を行わないこと。

・活動する際は、以下の点に留意する。

ア 生徒の健康状態を把握したうえで活動を行うこととし、発熱や風邪症状がある場合は活動への参加を見合わせるよう指導を徹底する。

イ 普段の練習においては、十分な感染症対策を講じるとともに、「生徒どうしが近距離で向き合う活動」「身体接触を伴う活動」「大きな発声や激しい呼気を伴う活動」等感染リスクの高い活動を実施する場合は、可能な限り「接触」「密集」「近距離での活動」「向い合っでの発声」を避け、短時間で行う。

ウ 用具等については、不必要に使いまわしをしないとともに、こまめに消毒する。

エ 部活動休憩時においては生徒どうしで会話をしながら飲食することを控えるとともに、登下校時や公式戦会場等への移動時においては生徒どうしで食事をする事自体控えるよう、特に指導を徹底する。

オ 部室や更衣室等、共用エリアを使用する場合には、短時間の利用とし、一斉に利用することは避け、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。

#### (6) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、家族に体調不良者やPCR検査受検者がいることなどにより登校に対する不安がある場合や、発熱や風邪の症状があるなどの場合、「出席停止」とし欠席扱いとしないことがある。（その際は必ず学校にご連絡ください。）

### 3. 臨時休業等の連絡について

府内の感染状況により、病院や保健所から陽性者等への連絡が深夜になる場合が生じることがあります。したがって、今後、夜間等に「臨時休業」の連絡をメール配信させていただくことがあるかもしれません。

たいへんご面倒をおかけいたしますが、ご理解いただき、引き続きメールにご留意くださいますようお願いいたします。